



復興庁

Reconstruction Agency

平成27年度 税制改正の大綱概要

平成 27 年 1 月
復興 庁

平成27年度税制改正の大綱に記載された 復興庁関係の要望事項

復 興 庁

1. 「福島再開投資等準備金」制度の創設 【所得税、法人税等】

- 避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還し事業再開を行おうとする事業者が、再開に必要な減価償却資産の新設等に要する支出に充てるため準備金(福島再開投資等準備金)を積み立てた場合に、その積立額を損金算入
- 準備金を取り崩して再開投資を行う場合には特別償却

2. 「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」(仮称)の整備のために土地を譲渡した場合等を譲渡所得の特別控除等の適用対象に追加 【所得税、法人税等】

- 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設(仮称)の整備に当たって、その土地を譲渡した者等に対し、譲渡所得の特別控除等(5,000万円特別控除等)
- 本事業を簡易証明制度の対象に追加

3. 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長・拡充 【贈与税】

- 東日本大震災の被災者に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額を1,500万円(良質な家屋の場合)とし、適用期限を平成31年6月末まで延長
- 平成28年10月から平成29年9月までの契約については限度額を3,000万円まで拡充(全国措置同様)

平成 27 年度税制改正の大綱 (復興庁関係のみ抜粋)

一 個人所得課税

2 住宅・土地税制

(国 税)

[延長・拡充等]

(2) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる（法人税についても同様とする。）。

- ① 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業により土地等が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用する。
- ② 収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を加える。

(地方税)

[延長・拡充等]

(2) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業により土地等が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用する。
- ② 収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を加える。

4 その他

(地方税)

〈個人住民税〉

(8) 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた個人で帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所を有していたものが、積立期間内の日を含む各年において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の 2 分の 1 相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積

み立てたときは、その積み立てた金額は、その年において必要経費算入できることとする。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日を含む年の翌年から3年間でその2年を経過する日を含む年終了の時ににおける準備金残高の均等額を取り崩して、総収入金額に算入する。

(注) 上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。

上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている個人の積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日より後である場合には、その個人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とする。ただし、その5年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとする。

(注) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものとする。

二 資産課税

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し

(3) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。

① 非課税限度額を次のとおりとする。

イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成31年6月	1,500万円	1,000万円

ロ 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円

② 上記①の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級 4 以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級 3 以上に該当する住宅用家屋を加える。

③ 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。

(注) 平成 28 年 9 月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記①ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記①イに掲げる非課税限度額を適用できることとする。

(注) 上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

三 法人課税

3 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

〔新設〕

(1) 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所を有していた法人で同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の 2 分の 1 相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金算入できることとする。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度から 3 年間でその 2 年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する（所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の

新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。

上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている法人の積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日より後である場合には、その法人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とする。ただし、その5年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとする（所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものをいう。